

## ● 基本方針

平成 31 年度は、社会情勢の変化や住民のニーズに合わせ、柔軟な対応や行動を伴う地域福祉の推進に取り組みます。

生活困窮者自立支援法のもと、鈴鹿市では様々な支援が行われており、本会においても、生活支援コーディネーターによる地域支援、生活困窮者を対象とした家計改善支援事業が定着し始めています。今年度は、さらにきめ細やかな地域支援や、制度の狭間の課題解決に取り組めるよう体制を整え、ニーズに合わせた福祉活動を実践していきます。

また本会は、10月から療育センター事業を拡充します。児童福祉の分野において、地域社会での幅広い支援ができるよう、施設設備と専門スタッフを充実させ、支援が必要な児童に対して、適切な福祉サービスを提供していきます。

そして平成 31 年度は、第 3 次地域福祉活動計画の取り組みが最終年を迎えます。よって、これまでの進捗を見直し、鈴鹿市の地域福祉がよりいっそう充実していくよう、今後の地域福祉活動計画へとつなげていきます。

## ● 重点事業内容

### 企画総務部門

- ・鈴鹿おもいやりプロジェクトの継続拡充
- ・生活困窮者の自立支援を促す事業の推進
- ・第 3 次地域福祉活動計画の推進

### 地域福祉部門

- ・地区社会福祉協議会のあり方についての検討
- ・生活支援体制整備事業 2 層協議体（各地域）の設置
- ・住民参加型在宅福祉サービス実施（各地域）に向けての生活支援体制整備事業の推進（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）

### ボランティアセンター部門

- ・地域版災害ボランティアコーディネーター養成

### 権利擁護部門

- ・成年後見制度利用促進法における中核機関の設置に向けた検討

### 地域包括支援センター部門

- ・市民の方へのアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発
- ・有機的な連携と包括的な推進を図る。

### 居宅介護部門

- ・介護保険制度に基づいた居宅サービス計画書の作成
- ・医療・介護・専門職との連携
- ・特定事業所加算要件の、他法人、居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会の開催

### 訪問介護部門

- ・訪問介護員・ガイドヘルパーの人材確保

- ・ホームヘルプサービスの充実と、利用者満足度の向上を目指す。
- ・医療をはじめとする他職種連携への積極的なかわりを持つ。

#### **療育センター部門**

- ・居宅訪問型児童発達支援事業の充実
- ・放課後等デイサービス事業の推進
- ・低年齢児（1歳児・2歳児）の早期療育の充実

#### **ベルホーム部門**

- ・施設内における衛生管理の徹底および緊急時における対応強化

## **● 事業計画**

### **1. 社協活動体制の強化 ～ 会務運営と事業の推進体制の確立 ～**

#### **① 会務の運営**

- ・理事会(5月・6月・11月・3月)・定時評議員会(6月)・評議員会(11月・3月)・監事会(5月)の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催(6月)
- ・第3次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催(6月)

### **2. 社協財政基盤の強化 ～ 民間財源の有効活用と自主財源の確保 ～**

#### **① 財源確保への取り組み**

- ・社協会員の募集
- ・福祉寄付の啓発
- ・赤い羽根共同募金活動の推進
- ・チャリティイベントの開催
- ・資格試験対策講座等の開催

### **3. 地域福祉活動計画の推進**

#### **○ 第3次地域福祉活動計画の推進**

- ・第3次地域福祉活動計画を行政計画である「第2期地域福祉計画」と連携して、計画実行に  
取り組み、PDCAサイクルに基づいて事業を推進する。

##### **(1) 評価推進委員会の開催**

- ・計画の推進に関する協議や計画に基づく事業の進捗状況の点検及び評価、見直しなどに  
関する検討を年次的に実施

##### **(2) 事務局会議の開催**

- ・本会職員を中心に、計画や事業の推進について検討

#### **○ 第4次地域福祉活動計画の策定**

- ・次期計画の策定にあたり、鈴鹿市の「第2期地域福祉計画」の策定と連動して、行政と情報を共有しながら活動計画推進の相互連携を図る。
  - ・第3次地域福祉活動計画の継続と小地域福祉活動計画の策定の取り組みを実施
- (1) 策定委員会の開催
  - (2) 専門部会の開催
  - (3) 事務局会議の開催

## 〔活動計画:1部会〕

### ① 地域で活躍するひとづくり

- (1) 地域福祉サービスの担い手づくり
  - ・福祉のこころを育てる  
福祉体験学習や「親子ふくし体験教室」を継続し、子どもたちに福祉に興味を持たせるきっかけづくりを展開します。
  - ・子ども向け認知症サポーター養成講座の開催
  - ・鈴鹿ふくし大学の開校  
市民の福祉意識を向上できるような「きっかけづくり」の機会をつくります。
  - ・福祉のきもちを広げる  
ボランティア活動について広く一般の方々へ周知できる仕組みづくりに向けた準備
- (2) ボランティア・NPO 活動等の推進
  - ・ちょっとみまもりたい(隊)の養成
  - ・ボランティア、NPO の連携、協力
- (3) 地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成
  - ・コミュニティソーシャルワーカーの配置  
既存の制度につながらない方々に対応する専門職の配置を市担当課と協議し、コミュニティソーシャルワーカーの配置を目指します。
  - ・生活支援コーディネーターの配置  
高齢者の介護予防や日常生活支援(見守りや外出支援など)の推進役である生活支援コーディネーターの効果的な配置について関係機関と協議して進めます。(平成30年度に2層迄配置済)
  - ・権利擁護ネットワークの構築

## 〔活動計画:2部会〕

### ② 多様なニーズのための支援体制づくり

- (1) 心のバリアフリー交流事業
  - ・発達障がいや知的障がいなど、障がいを身近に感じ、知るきっかけづくりを行う。また交流学習やイベントを通じて障がい(者)理解を深める事業を実施する。
- (2) 地域力を高めるあいさつ運動
  - ・あいさつや声かけを通じて、子どもから大人まで日々のコミュニケーションを深め、地域の見守り支援体制を進める。

- (3) 情報伝達の仕組みづくり
  - ・外国人の方々が必要な情報を取得できる仕組みづくりを行う。また情報の仲介的役割を担うキーパーソンの発掘・育成に努める。
- (4) 多文化共生を目指す地域生活支援
  - ・多文化共生を目的に活動する団体やコミュニティに対し、必要な情報の提供や活動支援を行う。
- (5) ひきこもり総合相談窓口
  - ・ひきこもりの問題を抱える家庭の悩みごと相談窓口を設置し、継続的な支援につなげていく。
- (6) 地域コミュニティの活動支援
  - ・地域で孤立しがちなひとり親家庭や高齢者などの交流を目的としたサロン活動の支援や交流イベントの企画などを行う。
- (7) 子ども救済ネットワーク
  - ・虐待発生を未然に防ぎ、また生活課題を抱える家庭が地域で孤立しないよう、相談窓口を明確にし、適切な支援が行えるよう関係機関でネットワークを構築していく。

## 〔活動計画:3部会〕

### ③ みんなが支え合う地域づくり

- (1) 地域における見守り支援ネットワークの構築
  - ・徘徊高齢者等のための安心ネットワーク事業の強化
  - ・認知症への理解や支援を深めるべく研修会や懇談会の開催
  - ・発見のための協力登録事業所、登録協力者の拡大
  - ・地域住民の互助活動の構築
- (2) 地域で支え合う仕組みや拠点づくり
  - ・地域住民による有償の助け合い活動(住民参加型在宅福祉サービス)の仕組みづくり
  - ・地域における拠点づくり(サロン活動の推進)
- (3) 災害時における支援体制の強化
  - ・地域版災害ボランティアコーディネーターの養成
  - ・地域の防災訓練等に参加し、災害ボランティアセンターの周知を行うとともに、相互の連携を深める。

## 〔活動計画:4部会〕

### ④ 地域力を生み出す社協基盤づくり

- (1) 寄付や募金の仕組みづくり
  - ・目指せ！かりんちゃんサポーターズ 20 万人計画  
個人会員、団体会員、賛助会員の普及啓発に取り組みます。
  - ・広げよう！地域をつなぐかりんちゃん募金  
にこちゃん募金や共同募金と連携し、様々な手法で募金活動を展開します。
- (2) イメージキャラクターを活用した様々な地域福祉の推進
  - ・結成！かりんちゃん運営委員会  
学生を中心に様々な世代で構成する委員会をつくり、イメージキャラクターを活用した地域福

- 社活動に取り組みます。
- (3) 社会福祉協議会の事業をより多くの人に知ってもらうための広報の工夫
- ・発信！こちら、かりんちゃん編集室
- 広報紙「社協すずか」のリニューアルや、だれにでも分かりやすい社会福祉協議会のパンフレットの製作に取り組みます。

## 4. 地域福祉事業の推進 ～ 地域福祉の実践と福祉啓発の推進 ～

### ① 地区社協事業の実施

- (1) 地区社協あり方会議の実施（地区社協への助成要綱の見直し等協議）
- (2) 地区社協連絡会議の開催（地区社協活動の活性化のための地区社協相互の情報交換や研修機会、活動報告会の企画）
- (3) 地区社協活動の支援（事務活動費、地区社協事業、小地域見守り活動、手作り給食サービスへの各助成・地域のニーズ把握や社会資源の開発）

### ② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進

- ・ボランティア活動普及事業、地域交流事業の助成
- ・ワークキャンプ事業の実施
- ・福祉体験学習の実施
- ・教職員向け福祉教育研修会の実施
- ・学校区内の福祉施設や住民活動団体との協働の働きかけ

### ③ ふれあいいきいきサロン（介護予防普及啓発事業）の実施

- ・サロン事業（介護予防普及啓発事業）への助成
- ・サロン実施団体対象の説明会や交流会の開催
- ・サロン活動と地域づくり協議会・地区社協等との連携を図り、地域の社会資源としての効果的な運営を支援する。

### ④ 社会福祉施設との連携

- ・福祉施設連絡協議会の開催
- (1) 福祉施設相互の情報交換や研修機会の開催
- (2) 共催イベント等の連絡調整

### ⑤ 徘徊高齢者等のための安心ネットワーク事業の実施

- ・認知症高齢者等が行方不明になり、家族が「鈴鹿警察署」に捜索願を提出し、個人情報を開示することに同意された方の情報について「協力店舗・事業所」に FAX を配信、また鈴鹿市のメルモニメールを活用し、メルモニ登録会員に向けて徘徊情報を配信し、行方不明者の早期発見につなげることを目的として実施する。
- ・行方不明者の早期発見を目指し、地域の見守り体制や行方不明時の捜索体制の構築を目的

として、自治会や地域づくり協議会と協力して、徘徊搜索模擬訓練等を実施する。

## ⑥ 成年後見制度支援事業の推進

- (1) 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営
  - ・成年後見制度についての相談受付
  - ・広報啓発活動の企画・開催
  - ・法人後見の受任調整
  - ・運営委員会の開催
- (2) 権利擁護ネットワーク会議の開催（専門職・関係機関の連携強化）
  - ・権利擁護事業に関係する福祉専門職、法律専門職、行政機関との連携を強化するため、定期的に会議を開催し、「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催や、市民向けの権利擁護に関する啓発物の作成等の取り組みを実施する。
- (3) 福祉職向け権利擁護入門講座の実施
  - ・福祉職に従事する新任の方や権利擁護について基礎から学びたい方等が、権利擁護に関する基礎知識を習得し、相談者やその家族の方に権利擁護に関する制度や事業を有効に活用していただくことを目的として実施する。
- (4) 市民向け成年後見入門講座の実施
  - ・市民に対する成年後見制度の普及啓発と、今後の鈴鹿市における権利擁護の担い手(市民後見人・親族後見人など)の養成に向け実施する。

## ⑦ 福祉啓発事業の推進

- ・第 33 回ふれあい広場鈴鹿の開催（開催時期・10 月予定）
- ・第 42 回鈴鹿市社会福祉大会の開催（開催時期・11 月予定）
- ・本会事業の広報啓発（広報紙「社協すずか」の配布・ホームページの運用・フェイスブックページ、ツイッター、インスタグラム等の活用・福祉講演会の開催など）
- ・イメージキャラクターによる広報事業の推進（かりんちゃんを活用した地域福祉啓発事業の展開）

## ⑧ 生活支援体制整備事業（小地域福祉活動推進・2 層協議体の設置）

- ・生活支援コーディネーター(1 層・2 層)が、各地区の社会福祉協議会や地域づくり協議会等の各団体・関係機関と連携しながら、小地域福祉活動を推進していく。
- ・生活支援体制整備事業を検討する協議体について、平成 30 年度に 1 層の協議体を設置し、平成 31 年度は 2 層の協議体を各地区に設置して、各関係機関との定期的な情報の共有・連携強化を図る。
- ・生活支援基盤事業について、ホームページ・SNS・情報誌等を用いて、また市内福祉協力店とも連携しながら、積極的に情報発信していく。

## 5. 福祉サービス支援事業の推進 ～ 住民ニーズに応える福祉サービス事業の実施 ～

## ① ふれあいふくし総合相談事業

- ・各種専門相談事業の実施（弁護士(元公証人)相談・司法書士相談・一般相談・高齢者健康相談・福祉相談)

## ② 福祉有償運送事業

- ・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送(移送サービス)を実施する。

## ③ 車椅子貸出事業

- ・鈴鹿市在住の方を対象として、車椅子の貸出を行う。

## ④ おもちゃ図書館の運営

- ・ボランティアの協力を得て児童に対し、おもちゃを通じて遊びの場所と遊ぶ楽しさを提供する。

## ⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援

- ・地区社協を中心に、民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、在宅の一人暮らし高齢者を対象とした配食サービスの継続を実施。配食サービスを通じ、地域の見守り体制の確立を支援する。

## ⑥ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業

- ・共同募金配分事業として母子父子家庭や子育て世帯への支援を行う。
- ・母子父子寡婦福祉の推進（ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成）
- ・児童遊園地遊具設置補助事業（自治会で管理している児童遊園地及び公園への遊具の設置・修繕に対し補助を行う）
- ・子育てサロンへの助成（育☆いく子育てサロン事業の推進）

## ⑦ 生活困窮者に対する支援事業

### 1. 資金貸付事業

- ・生活福祉資金(低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付)・福祉資金(一時的なつなぎ資金の貸付)の貸付事業の実施。

### 2. 緊急食糧提供事業

- ・生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進する。

### 3. 家計相談支援事業

- ・生活困窮者自立支援制度の任意事業「家計相談支援事業」を鈴鹿市より受託し、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

## ⑧ 行旅人・ホームレス対策事業

- ・住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対して、各種の制度利用まで

の支援や住居の確保に向けて相談支援を行う。また行旅中で所持金がない者に対し、旅費の貸付を行う。

### ⑨ あんしん賃貸支援事業

・高齢者や障がい者など民間の賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し、福祉性を含めた相談支援を行う。住宅情報の提供に加え、幅広くアセスメントを行い、福祉支援の必要な方等のコーディネートを行う。

- (1) 県主催相談会への参加協力
- (2) 社協広報による周知活動
- (3) 相談窓口の設置

## 6. ボランティアセンター機能の充実 ～ 地域福祉人材の育成と地域貢献活動への支援 ～

### ① ボランティア人材の育成

・福祉講座等の開講（音訳、手話、点訳、精神保健福祉、要約筆記体験講座）

### ② ボランティアの活動支援

- (1) ボランティア連絡協議会の運営サポート
- (2) ボランティアコーディネート
- (3) ボランティア通信・情報紙の発行、掲示
- (4) ボランティアグループへの活動助成

### ③ 住民参加型在宅福祉サービスの実施

- ・地域における住民参加型在宅福祉サービス実施に向けての支援
- ・地域ごとに勉強会や研修会の実施
- ・認知症支援福祉有償サービス(オレンジサポートかりん)の実施

### ④ 災害ボランティアセンター事業の実施

- ・『地域版災害ボランティアコーディネーター（地区社協との連携）』養成講座の開催
- ・『災害ボランティアコーディネーター』養成講座の開講
- ・災害ボランティアセンターと地域との連携強化（地域における防災訓練や避難所運営訓練等の積極的参加）
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練を他機関・団体と連携して実施し、災害時における支援体制を整備する
- ・災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座の実施
- ・ボランティアグループ『鈴鹿市災害ボランティアコーディネーターズ』の活動支援

### ⑤ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業の受託

- ・ボランティアコーディネート



- ・広報・周知活動
- ・ボランティア活動報告会の実施
- ・意見交換会の実施

## 7. 社会福祉センターの管理運営 ～ 住民ニーズに立脚した効果的な運営 ～

### ① 貸館・福祉バスの運行

- (1) 社会福祉センター貸館・利用業務
- (2) 福祉バス(大型バス・マイクロバス)の運行
  - ・運転代行業者との業務委託契約により、円滑なバスの運行を図る。

## 8. 介護保険・障害者自立支援事業の推進 ～きめ細かな利用者支援の実施～

### ① 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所の運営
  - ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供
- (2) 要介護認定調査の受託
- (3) 居宅介護支援事業の運営
  - ・介護サービス計画の作成とサービス調整及び給付管理
  - ・介護予防・総合事業支援計画の作成を地域包括支援センターから受託

### ② 障害者自立支援事業

- (1) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施
  - ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
  - ・視覚障がい者に対する同行援護サービスの提供
- (2) 地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施
  - ・移動支援サービスの提供

## 9. 受託事業の推進 ～ 地域社会との協働を目指し、利用者本位のサービスを実践 ～

### ① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営（三重県社会福祉協議会から受託）

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常生活上の消費契約の手続き支援、金銭管理等を行う事業として実施する。

### ② 地域包括支援センターの運営（鈴鹿亀山地区広域連合から受託）

- (1) 地域包括支援センター基本業務
  - ・総合相談業務
  - ・介護支援専門員支援
  - ・虐待等緊急対応

- ・消費者被害の防止
  - ・成年後見制度活用支援
  - ・ケアプラン作成
  - ・介護保険要介護認定非該当者への支援
  - ・鈴鹿市在宅生活支援事業支援
- (2) 地域社会との連携及び専門職との連携
- ・地域密着型運営推進会議
  - ・精神障害者アウトリーチ選定委員会
  - ・精神保健ワーキング
  - ・5 包括／行政連絡会議事務局
  - ・主任ケアマネワーキング
  - ・社会福祉士ワーキング
  - ・保健師／看護師ワーキング
  - ・各地区民生委員児童委員定例会
  - ・鈴鹿市難病ケア会議
  - ・鈴鹿市地域包括在宅医療
  - ・ケアシステム運営委員会（研修会、研究会、専門部会）
  - ・地区社会福祉協議会との連携
  - ・鈴鹿市医師会との連携
  - ・ボランティアとの連携
  - ・認知症初期支援チームとの連携
  - ・介護／医療連携支援センター運営委員会
  - ・地域ケア圏域会議の開催
  - ・鈴鹿市地域課題検討会議
  - ・鈴鹿市高齢者施策推進会議
  - ・鈴鹿医療科学大学看護学部実習指導
  - ・介護者の集い開催
- (3) 介護支援専門員、介護保険事業者及び介護者への支援
- ・三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部支援（役員会、事例研究会、研修会、公開講座等）
  - ・介護保険事業者向け研修会の開催
  - ・鈴鹿市デイサービス事業所連絡協議会への支援
  - ・三重県介護支援専門員実務研修会講師派遣
  - ・ケアプラン点検会議へのアドバイザー派遣
  - ・ケアマネ支援会議の開催
- (4) 介護予防・認知症予防普及啓発
- ・すごろく作品展の開催
  - ・出前講座の開催
  - ・ホームページ及びフェイスブックページでの発信
  - ・認知症サポーター養成講座の開催
  - ・認知症支援ボランティア講座
  - ・認知症カフェ（コミュニティカフェ）の開催支援
  - ・地域包括支援センターだよりの作成
  - ・中部地域包括支援センターだよりの作成

### ③ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業 （鈴鹿市から受託）

- ①普及啓発推進事業:関係機関、市民への周知広報活動
- ②訪問支援対象者の把握:関係機関とのネットワークの構築
- ③情報収集:効率的な情報収集手段の開拓
- ④アセスメント:共通のアセスメントツールにて評価する。
- ⑤家庭訪問
- ⑥チーム員会議:専門医を含めたチーム員会議を開催し、初期集中支援計画を立案する。
- ⑦認知症初期集中支援の実施:概ね最長 6 か月以内で、医療や介護に移行させる。
- ⑧医療機関、介護サービスへの引継ぎ、モニタリング
- ⑨初期支援集中支援に関する記録作成
- ⑩鈴鹿市が開催する「認知症初期支援チーム検討委員会」への出席
- ⑪市が主催する「あたまの健康チェック」の実施、相談
- ⑫認知症サポーター養成講座の開催、認知症サポーターとの連携

⑬認知症カフェ連絡協議会の開催、連携

#### ④ 指定管理施設の運営

##### ① 鈴鹿市療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 児童発達支援事業
  - ・療育指導（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
  - ・訓練指導（言語訓練・理学療法・作業療法・動作法訓練の実施）
  - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
  - ・子ども心身発達医療センターとの連携（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訓練、研修の実施）
  - ・療育研修会（関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施）
- (2) 居宅訪問型児童発達支援事業
  - ・療育指導（感覚刺激による発達促進）
  - ・動作補助（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）
- (3) 放課後等デイサービス事業
  - ・就学児童を対象とした療育、理学療法、作業療法、言語訓練、動作法訓練の実施
  - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- (4) 保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施
- (5) 障害児相談支援事業（児童福祉法に基づく）の実施
- (6) 特定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく）の実施
- (7) ボランティアの育成（療育・託児・調理など施設支援ボランティアの育成）

##### ② 鈴鹿市第2療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託予定）

- (1) 児童発達支援事業
  - ・療育指導（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
  - ・訓練指導（言語訓練・理学療法・作業療法の実施）
  - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
  - ・療育研修会（関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施）
- (2) 放課後等デイサービス事業
  - ・就学児童を対象とした理学療法、作業療法、言語訓練の実施
  - ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- (3) 保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施
- (4) ボランティアの育成（療育・託児など施設支援ボランティアの育成）

##### ③ 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営（鈴鹿市から受託）

- (1) 生活介護事業（日中一時支援事業含む）の提供
  - ・個別支援計画に基づく福祉サービスの提供

- ・からだの取り組みの実施（動作法、理学療法士による訓練指導の実施、心身発達支援センターが行う地域療育支援の活用）
  - ・余暇活動支援（創作活動、外出活動、レクリエーション等の提供）
  - ・利用者の健康状態（バイタルチェック）の把握
  - ・送迎サービス・食事提供サービスの実施
  - ・祝日営業（年末年始除く）の実施
- (2) 地域交流
- ・施設活動支援ボランティア等の受け入れ
  - ・地域主催行事への参加
- (3) 啓発活動
- ・広報紙「三輪車」の発行（年４回）、ホームだよりの発行（月１回）
  - ・自主製品「花の木クラフト」創作活動の実施、販売イベントへの参加
  - ・作品展（アート展）の開催（年２回）
- (4) 実習受入
- ・福祉協力校の児童生徒や特別支援学校生徒の体験学習の受け入れ
  - ・社会人・大学・専門学校等の実習生の受け入れ
- (5) 社会貢献活動
- ・共同募金活動（街頭募金活動）への参加
  - ・地域清掃活動
  - ・笑心バッグづくり（地域に無償で配布）